

市会議案第 1 1 号

エスカレーターの安全利用に関して、条例の制定等による周知の徹底を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 9 日提出

吹田市議会議員 池渕佐知子

同 馬場慶次郎

同 五十川有香

エスカレーターの安全利用に関して、条例の制定等による周知の徹底を求める意見書（案）

エスカレーターは、私たちにとって普段から利用することも多い身近な存在であるが、利用者の事故が全国で数多く発生しており、より一層の安全な利用の促進が求められている。

エスカレーターにおける利用者災害について、一般社団法人日本エレベーター協会が実施した調査報告によると、全国での事故件数は、平成30年（2018年）からの2年間において1,550件に上っており、そのうち、エスカレーター上を歩行し、転倒するなどの乗り方不良による事故は805件も発生している。

また、エスカレーター上の歩行を前提とし、片側を空けている現状は、障がいのある方への配慮を欠いていると言わざるを得ない。例えば、片方の手が不自由で、もう片方の手しか使えない方にとっては、手すりをつかめない状況に陥る可能性があり、危険にさらされることになる。

このような状況の中、埼玉県では、エスカレーターを立ち止まって利用することなどを義務付けた全国初の条例として、埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例を令和3年（2021年）10月1日に施行し、安全利用に関する周知活動等に努めている。

また、自治体や鉄道事業者、空港施設、商業施設が共同で、エスカレーターの安全利用を呼び掛けるキャンペーンを実施するなど、様々な取組が全国各地で実施されている。

大阪府においても、エスカレーター等の事故防止に関するリーフレットを作成するなど、啓発に取り組んでいるが、エスカレーターの事故発生件数の減少に向けては、更なる取組が必要である。

よって、本市議会は大阪府に対し、条例の制定等により、エスカレーターの安全利用について、周知徹底を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日

吹 田 市 議 会